

## 航空無線通信士「法規」試験問題

20問1時間30分

A-1 次の記述は、変更検査について述べたものである。電波法（第18条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 電波法第17条（変更等の許可）第1項の規定により  A  又は無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、総務大臣の検査を受け、当該変更又は工事の結果が同条同項の許可の内容に適合していると認められた後でなければ、 B  を運用してはならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。
- ② ①の検査は、①の検査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備について登録点検事業者（注1）又は登録外国点検事業者（注2）が総務省令で定めるところにより行った当該登録に係る点検の結果を記載した書類を総務大臣に提出した場合においては、その一部を省略することができる。

注1 電波法第24条の2第1項の登録を受けた者をいう。

注2 電波法第24条の13第1項の登録を受けた者をいう。

## A

- 1 通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所の変更
- 2 無線設備の設置場所の変更
- 3 無線設備の設置場所の変更
- 4 通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所の変更

## B

- 当該無線局の無線設備  
許可に係る無線設備  
当該無線局の無線設備  
許可に係る無線設備

A-2 無線局の免許人は、免許状に記載した事項に変更を生じたときはどうしなければならないか。電波法（第21条）の規定に照らし、最も適切なものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 その免許状を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。
- 2 遅滞なくその免許状を返納し、免許状の再交付を受けなければならない。
- 3 速やかに免許状を訂正し、遅滞なくその旨を総務大臣に報告しなければならない。
- 4 速やかに免許状を訂正し、その後最初に行われる無線局の検査の際に検査職員の確認を受けなければならない。

A-3 次の表の各欄の記述は、それぞれ電波の型式の記号表示と主搬送波の変調の型式、主搬送波を変調する信号の性質及び伝送情報の型式に分類して表す電波の型式を示したものである。電波法施行規則（第4条の2）の規定に照らし、電波の型式の記号表示とその内容が適合しないものを下の表の1から4までのうちから一つ選べ。

区分 番号	電波の型式 の記号	電波の型式の内容		
		主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質	伝送情報の型式
1	A3E	振幅変調で両側波帯	アナログ信号である単一チャンネルのもの	電話（音響の放送を含む。）
2	A2D	振幅変調で両側波帯	デジタル信号である単一チャンネルのものであって変調のための副搬送波を使用するもの	データ伝送、遠隔測定又は遠隔指令
3	G1B	角度変調で位相変調	デジタル信号である単一チャンネルのものであって変調のための副搬送波を使用しないもの	電信（自動受信を目的とするもの）
4	J3E	振幅変調で低減搬送波による単側波帯	アナログ信号である単一チャンネルのもの	電話（音響の放送を含む。）

A-4 次の記述は、免許状に記載された事項の遵守について述べたものである。電波法（第53条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線局を運用する場合においては、 A、識別信号、電波の型式及び周波数は、免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、 Bについては、この限りでない。

A	B
1 空中線電力	遭難通信
2 空中線電力	遭難通信、緊急通信及び安全通信
3 無線設備の設置場所	遭難通信
4 無線設備の設置場所	遭難通信、緊急通信及び安全通信

A-5 次の記述は、無線通信の秘密の保護について述べたものである。電波法（第59条及び第109条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、 A 行われる  B（電気通信事業法第4条（秘密の保護）第1項又は第164条（適用除外等）第2項の通信であるものを除く。以下同じ。）を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- ② 無線通信の業務に従事する者がその業務に関し知り得た無線局の取扱中に係る  B の秘密を漏らし、又は窃用したときは、 C に処する。

A	B	C
1 特定の周波数により	無線通信	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
2 特定の相手方に対して	無線通信	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
3 特定の相手方に対して	暗語を使用する無線通信	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
4 特定の周波数により	暗語を使用する無線通信	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金

A-6 次の記述は、航空移動業務における呼出しの反復及び中止について述べたものである。無線局運用規則（第22条、第18条及び第154条の3）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線電話通信においては、航空機局は、航空局に対する呼出しを行っても応答がないときは、少なくとも  A の間隔をおかなければ、呼出しを反復してはならない。
- ② 無線局は、自局の呼出しが他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けたときは、 B。無線設備の機器の試験又は調整のための電波の発射についても同様とする。
- ③ ②の通知をする無線局は、その通知をするに際し、 C を示すものとする。

A	B	C
1 10秒間	空中線電力を低減して呼出しを行わなければならない	混信の強さを表す数字
2 10秒間	直ちにその呼出しを中止しなければならない	分で表す概略の待つべき時間
3 1分間	空中線電力を低減して呼出しを行わなければならない	分で表す概略の待つべき時間
4 1分間	直ちにその呼出しを中止しなければならない	混信の強さを表す数字

A-7 次の記述は、航空移動業務の無線局等の聴守義務について述べたものである。電波法（第70条の4）及び無線局運用規則（第146条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 航空局、航空地球局、航空機局及び航空機地球局は、その運用義務時間中は、総務省令で定める周波数で聴守しなければならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。
- ② ①による航空局の聴守電波の型式は、 A とし、その周波数は、別に告示する。
- ③ ①による航空地球局の聴守電波の型式は、G 1 D又はG 7 Wとし、その周波数は、別に告示する。
- ④ ①による義務航空機局の聴守電波の型式は、 A とし、その周波数は、次の表の左欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 別	周 波 数
航行中の航空機の義務航空機局	(1) <input type="text"/> B (2) 当該航空機が <input type="text"/> C が指示する周波数
航空法第96条の2第2項の規定の適用を受ける航空機の義務航空機局	交通情報航空局が指示する周波数

- ⑤ ①の規定による航空機地球局の聴守電波の型式は、G 1 D、G 7 D又はG 7 Wとし、その周波数は、別に告示する。

A	B	C
1 F 3 E	1 2 1.5 MHz 又は 1 2 3.1 MHz	航行する区域の責任航空局
2 A 3 E 又は J 3 E	1 2 1.5 MHz 又は 1 2 3.1 MHz	現に通信を行っている航空局
3 F 3 E	1 2 1.5 MHz	現に通信を行っている航空局
4 A 3 E 又は J 3 E	1 2 1.5 MHz	航行する区域の責任航空局

A-8 次の記述は、航空移動業務の無線電話通信における不確実な呼出しに対する応答について述べたものである。無線局運用規則（第26条及び第18条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局は、自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出名称が不確実であるときは、その呼出しが反復され、かつ、呼出局の呼出名称が確実に判明するまで応答してはならない。
- 2 無線局は、自局に対する呼出しであることが確実でない呼出しを受信したときは、応答事項のうち相手局の呼出名称の代わりに「誰かこちらを呼びましたか」を使用して、直ちに応答しなければならない。
- 3 無線局は、自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出名称が不確実であるときは、応答事項のうち相手局の呼出名称を省略して送信し、直ちに応答しなければならない。
- 4 無線局は、自局に対する呼出しであることが確実でない呼出しを受信したときは、その呼出しが反復され、かつ、自局に対する呼出しであることが確実に判明するまで応答してはならない。

A-9 次の記述は、国際電気通信連合憲章等に係る違反の通告について述べたものである。無線通信規則（第15条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は無線通信規則の違反は、この違反を認めた局が  A に報告する。
- ② 局が行った重大な違反に関する申入れは、これを認めた主管庁が  B に行わなければならない。
- ③ 主管庁は、その権限が及ぶ局が国際電気通信連合条約又は無線通信規則の違反を行ったことを知った場合には、その事実を確認して責任を定め、 C 。

A	B	C
1 その局の属する国の主管庁	この局を管轄する国の主管庁	必要な措置をとる
2 その局の属する国の主管庁	この違反を行った局	国際電気通信連合の事務総局長に通報する
3 国際電気通信連合の事務総局長	この違反を行った局	必要な措置をとる
4 国際電気通信連合の事務総局長	この局を管轄する国の主管庁	国際電気通信連合の事務総局長に通報する

A-10 次の記述は、航空移動業務における遭難通報のあて先について述べたものである。無線局運用規則（第169条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

航空機局が無線電話により送信する遭難通報（海上移動業務の無線局にあてるものを除く。）は、 A、責任航空局又は交通情報航空局その他適当と認める航空局にあてるものとする。ただし、状況により、必要があると認めるときは、 B ことができる。

- | A                      | B           |
|------------------------|-------------|
| 1 当該航空機局と現に通信を行っている航空局 | あて先を特定しない   |
| 2 当該航空機局と現に通信を行っている航空局 | 二以上の航空局にあてる |
| 3 最も近くにある航空局           | あて先を特定しない   |
| 4 最も近くにある航空局           | 二以上の航空局にあてる |

A-11 航空機の遭難に係る遭難通報に応答した航空局又は航空機局のとるべき措置に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第171条の3、第171条の5及び第172条の3）の規定に照らし、誤っているものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 航空機の遭難に係る遭難通報に対し応答した航空局は、当該遭難に係る航空機を運行する者に遭難の状況を通知しなければならない。
- 2 航空局は、自局をあて先として送信された遭難通報又はあて先を特定しない遭難通報を受信し、これに応答したときは、直ちに当該遭難通報を航空交通管制の機関に通報しなければならない。
- 3 航空機の遭難に係る遭難通報に対し応答した航空局は、遭難した航空機が海上にある場合には、直ちに最も迅速な方法により、救助上適当と認められる海岸局に対し、当該遭難通報の送信を要求しなければならない。
- 4 航空機局は、あて先を特定しない遭難通報を受信し、これに応答したときは、無線局運用規則第59条（各局あて同報）に定める方法により、直ちに当該遭難通報を通信可能の範囲内にあるすべての航空機局に対し送信しなければならない。

A-12 次の記述のうち、航空移動業務における遭難通信が終了したときに、遭難通信を宰領した航空局又は航空機局がとらなければならない措置に該当するものはどれか。無線局運用規則（第174条）の規定に照らし、最も適切なものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 直ちに海上保安庁その他の救助機関にその旨を通知しなければならない。
- 2 できる限り遭難に係る航空機の付近を航行中の船舶にその旨を通知しなければならない。
- 3 直ちに遭難に係る航空機の付近を航行中の他の航空機にその旨を通知しなければならない。
- 4 直ちに航空交通管制の機関及び遭難に係る航空機を運行する者にその旨を通知しなければならない。

A-13 次に掲げる事項のうち、免許人が総務大臣からその無線局の免許を取り消されることがあるときに該当するものはどれか。電波法（第76条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 免許人が電波法又は電波法に基づく命令に違反したとき。
- 2 その発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認められるとき。
- 3 電波法第73条第1項の規定による検査（定期検査）の通知を受けた無線局がその検査を拒んだとき。
- 4 不正な手段により電波法第19条（申請による周波数等の変更）の規定による指定の変更を行わせたとき。

A-14 無線業務日誌に関する次の記述のうち、電波法施行規則（第39条及び第40条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 使用を終わった無線業務日誌は、次に行われる電波法第73条第1項の規定による検査（定期検査）の日まで保存しなければならない。
- 2 航空機局においては、その航空機の航行中正午及び午後8時におけるその航空機の位置を無線業務日誌に記載しなければならない。
- 3 免許人は、検査の結果について総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）から指示を受け相当な措置をしたときは、その措置の内容を無線業務日誌に記載するとともに総務大臣又は総合通信局長に報告しなければならない。
- 4 国際通信を行う航空局及び国際航空に従事する航空機の航空機局又は航空機地球局においては、無線業務日誌に記載する時刻は、協定世界時とする。

B-1 次に掲げる無線設備の操作のうち、電波法施行令（第3条）の規定に照らし、航空無線通信士の資格の無線従事者が行うことのできる無線設備の操作（アマチュア無線局の無線設備の操作を除く。）に該当するものを1、これに該当しないものを2として解答せよ。

ア 航空機に施設する無線設備の技術操作

イ 航空機のための無線航行局のレーダーの外部の調整部分の技術操作

ウ 航空局及び航空地球局の空中線電力250ワット以下の無線設備の外部の調整部分の技術操作

エ 航空機のための無線航行局の無線設備で空中線電力500ワット以下のものの外部の調整部分の技術操作

オ 航空機に施設する無線設備並びに航空局及び航空地球局の無線設備の通信操作（モールス符号による通信操作を除く。）

B-2 次の記述は、航空局又は航空機局における試験電波の発射について述べたものである。無線局運用規則（第39条、第14条、第18条及び第154条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の  内には、同じ字句が入るものとする。

① 航空局又は航空機局は、無線電話通信における無線機器の試験又は調整のため電波の発射を必要とするときは、発射する前に自局の発射しようとする  によって聴守し、他の無線局の通信に混信を与えないことを確かめた後、次の(1)及び(2)の事項を順次送信し、更に1分間聴守を行い、他の無線局から停止の請求がない場合に限り、「」の連続及び自局の呼出符号又は呼出名称1回を送信しなければならない。この場合において、「」の連続及び自局の呼出符号又は呼出名称の送信は、 を超えてはならない。

(1)  3回

(2) 自局の呼出符号又は呼出名称 3回

② ①の試験又は調整中は、しばしばその電波の周波数により聴守を行い、 を確かめなければならない。

- |                        |                        |           |           |
|------------------------|------------------------|-----------|-----------|
| 1 電波の周波数及びその他必要と認める周波数 | 2 電波の周波数               | 3 本日は晴天なり | 4 試験電波発射中 |
| 5 30秒間                 | 6 10秒間                 | 7 各局      | 8 ただいま試験中 |
| 9 他の無線局が通信を行っていないかどうか  | 10 他の無線局から停止の要求がないかどうか |           |           |

B-3 次の記述は、航空機の緊急の事態に係る緊急通報に対し応答した航空局がとらなければならない措置を述べたものである。無線局運用規則（第176条の2）の規定に照らし、正しいものを1、誤っているものを2として解答せよ。

ア 必要に応じ、当該緊急通信の宰領を行うこと。

イ 直ちに航空交通管制の機関に緊急の事態の状況を通知すること。

ウ 緊急の事態にある航空機を運行する者に緊急の事態の状況を通知すること。

エ 緊急の事態にある航空機の付近を航行中の他の航空機に緊急の事態の状況を通知すること。

オ 緊急の事態にある航空機が海上にある場合には、付近を航行中の船舶に緊急の事態の状況を通知すること。

B-4 次の記述は、航空機局の一方送信について述べたものである。無線局運用規則（第162条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 航空機局は、その受信設備の故障により  ア と連絡設定ができない場合で一定の  イ における報告事項の通報があるときは、当該  ア から指示されている電波を使用して一方送信により当該通報を送信しなければならない。
- ② 無線電話により①の規定による一方送信を行うときは、「 ウ」の略語又はこれに相当する他の略語を前置し、当該通報を  エ しなければならない。この場合においては、当該送信に引き続き、次の通報の  オ を通知するものとする。

- |                  |            |      |          |
|------------------|------------|------|----------|
| 1 交通情報航空局        | 2 責任航空局    | 3 時刻 | 4 時刻又は場所 |
| 5 受信設備の故障による一方送信 | 6 受信設備の故障  | 7 送信 | 8 反復して送信 |
| 9 送信予定時刻         | 10 送信予定周波数 |      |          |

B-5 次に掲げる事項のうち、電波法（第73条）の規定に照らし、総務大臣がその職員を無線局に派遣し、その無線設備等を検査させることができるときに該当するものを1、これに該当しないものを2として解答せよ。

- ア 無線局のある航空機が外国へ出港しようとするとき。
- イ 無線局の発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認め、臨時に電波の発射の停止を命じたとき。
- ウ 無線局の検査の結果について指示を受けた免許人からその指示に対する措置の内容が総務大臣に報告されたとき。
- エ 電波利用料を納めないため督促状によって督促を受けた免許人が、指定の期限までにその督促に係る電波利用料を納めないとき。
- オ 無線局の発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認め、臨時に電波の発射の停止を命じた無線局からその発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合するに至った旨の申出があったとき。

B-6 次の記述は、航空移動業務の無線局の免許状について述べたものである。電波法（第14条、第21条及び第24条）、電波法施行規則（第38条）及び無線局免許手続規則（第23条）の規定に照らし、正しいものを1、誤っているものを2として解答せよ。

- ア 総務大臣は、無線局の免許を与えたときは、免許状を交付する。
- イ 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、遅滞なくその免許状を廃棄しなければならない。
- ウ 免許人は、免許状に記載した事項に変更を生じたときは、その免許状を訂正し、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
- エ 免許人は、免許状を汚したために免許状の再交付を申請し、免許状の再交付を受けたときは、遅滞なく旧免許状を返さなければならない。
- オ 免許状は、主たる送信装置のある場所の見やすい箇所に掲げておかななければならない。ただし、掲示を困難とするものについては、その掲示を要しない。